

(配布用)

令和6年 第1回

甲賀広域行政組合議会

定例会 会議録

令和6年3月26日

於 甲賀広域行政組合消防本部



## 令和6年第1回甲賀広域行政組合議会定例会会議録

令和6年第1回甲賀広域行政組合議会定例会は、令和6年3月26日 甲賀市水口町水口6218番地 甲賀広域行政組合庁舎に招集された。

1 応招議員は、次のとおりである。

- 1番 奥村 則夫
- 2番 戎脇 浩
- 4番 谷永 兼二
- 5番 山岡 光広
- 7番 望月 卓
- 9番 大島 正秀
- 10番 松原 栄樹

2 不応招議員は、次のとおりである。

- 3番 林田 久充
- 6番 堀田 繁樹
- 8番 松井 圭子

3 出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員と同じ

4 欠席議員は、次のとおりである。

欠席議員は、不応招議員と同じ

5 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は、次のとおりである。

- 管理者 生田 邦夫
- 副管理者 岩永 裕貴
- 監査委員 大角 勝一
- 会計管理者 松岡 哲也
- 事務局長 川島 辰道
- 事務局次長兼衛生課長 松本 博彰
- 事務統括官兼総務課長 水野 誠治
- 衛生担当課長兼衛生センター所長 中溝 慶一
- 消防長 本田 修二
- 消防次長兼危機管理課長 菊田 和広
- 消防次長兼消防総務課長 西澤 卓也
- 消防次長兼水口消防署長 松田 武比古
- 消防次長兼湖南中央消防署長 西尾 幸有

6 本会議の書記は、次のとおりである。

- 中島 史尚
- 山本 恵美子
- 水田 雅子
- 小林 慎司

7 議事日程は、次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第1号 甲賀広域行政組合監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第2号 甲賀広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第3号 甲賀市湖南市新ごみ処理施設整備検討委員会設置条例の制定について
- 日程第6 議案第4号 令和5年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第5号 令和6年度甲賀広域行政組合一般会計予算
- 日程第8 一般質問について

8 会議事件は、次のとおりである。

会議事件は、議事日程のとおりである。

9 会議の次第は、次のとおりである。

（開会 午前9時00分）

議長（谷永兼二） 議会議員の皆様方、本日は何かと御多忙の中を組合議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから、令和6年第1回甲賀広域行政組合議会定例会を開会します。

開議に先立ち、管理者から挨拶があります。

なお、本日の議会において、開会挨拶及び提案理由説明については、管理者は自席で行われます。

管理者。

管理者（生田邦夫） 本日、令和6年第1回甲賀広域行政組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御参集いただきまして誠にありがとうございます。

本組合議員をはじめ皆様にご心配をおかけしております、本組合における新型コロナウイルスワクチン未接種者の対応事案等に関する問題につきましては、本組合ワクチン未接種者への対応事案等ハラスメント調査委員会から、去る3月15日に調査報告書 最終答申が提出されました。今後、調査報告書 最終答申に基づき、懲戒審査委員会を開催し、関係する職員の処分を行うところ です。

一刻も早い事態の収束に向け、組織体制の再構築や、甲賀市、湖南市の住民の皆様への信頼回復はもとより、本組合職員が安心して日常業務を行えるよう、真摯に取り組んでまいりたいと考えておりますので、本組合議会議員の皆様におかれましても、引き続き、御支援と御鞭撻をお願い申し上げます。

それでは、当面の報告を兼ねての御挨拶をさせていただきます。

まず、衛生関係では、令和元年度末に契約し、2年度から着手しておりました、ごみ処理施設基幹的設備改良工事については、先般、3月13日に検査を受け、無事完了いたしました。現在の操業状況としましては、焼却能力も回復し、排ガス中の有害物質の測定値にも問題なく安定した操業ができております。

また、令和6年度からは、ごみ焼却運転を民間に委託しますが、操業状況の監視を徹底し、安定操業の継続に努めてまいります。

続いて、消防関係につきましては、本年1月1日に発生しました令和6年能登半島地震に、緊急消防援助隊 滋賀県大隊として、1月1日から1月10日まで、本消防本部から27名の職員を派遣し、石川県珠洲市で救助、救急活動に従事しました。

また、車両更新計画により信楽消防署の高規格救急自動車を更新し、2月1

9日から運用を開始しております。地域住民の皆様の安心、安全を確保するため、職員一同、これからも全力を尽くしてまいります。

本日、提案いたしますのは、条例案件3件、令和5年度補正予算案件、令和6年度予算案件の合計5件です。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

議 長（谷永兼二） 開会に先立ち、お知らせをいたします。林田久充議員、松井圭子議員、堀田繁樹議員が、一身上の都合により本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

ただいまの出席議員は、7人です。

これから、本日の会議を開きます。

（議会成立 午前9時04分）

議 長（谷永兼二） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

議 長（谷永兼二） 議事に先立ち、諸般の報告をします。

監査委員から、例月出納検査の結果についての報告が3件ありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

議 長（谷永兼二） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定によって、7番、望月卓議員、9番、大島正秀議員を指名します。

議 長（谷永兼二） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（谷永兼二） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りに決定いたしました。

議 長（谷永兼二） 日程第3、議案第1号、甲賀広域行政組合監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

管 理 者（生田邦夫） 議案第1号の提案理由を御説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、同法の条文に条ずれが生じたこと、並びに条文の整理を行ったことから改正するものです。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長（谷永兼二） 本案については、質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（谷永兼二） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第1号、甲賀広域行政組合監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長（谷永兼二） 挙手全員であります。

したがって、議案第1号、甲賀広域行政組合監査委員条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議 長（谷永兼二） 日程第4、議案第2号、甲賀広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。  
管理者。

管 理 者（生田邦夫） 議案第2号の提案理由を御説明申し上げます。

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定める手数料の標準額が見直された改正政令が公布されたことにより、本組合手数料条例の標準事務に係る額について所要の改正を行うものです。

内容につきましては、別表に定める申請手数料について、手数料の額を改めるものです。施行は令和6年4月1日とします。

なお、今回の条例改正に伴う影響額につきましては、影響はありません。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長（谷永兼二） 本案については、質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（谷永兼二） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第2号、甲賀広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

議 長（谷永兼二） 挙手全員です。

したがって、議案第2号、甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議 長（谷永兼二） 日程第5、議案第3号、甲賀市湖南省市新ごみ処理施設整備検討委員会設置条例の制定についてを議題とします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

管 理 者（生田邦夫） 議案第3号の提案理由を御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として甲賀市湖南省市新ごみ処理施設整備検討委員会を設置するため条例の制定を行うものであります。

令和6年度より、新ごみ処理施設建設に係る事務を本格的に進めるにあたり、まず行う事務として、建設候補地の選定、整備に係る基本構想の策定等があり、これらの事務を行うため、検討委員会を設置し、廃棄物処理に関する専門的知見や、公平公正な幅広い視点からの検討、分析を行うこととします。

条例の内容につきましては、委員会の組織のほか、委員の任期、委員会の実施や庶務に関すること等を定めております。

この条例は、令和6年4月1日から施行することといたします。

なお、附則において、本組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行い、委員の日額を定めております。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長（谷永兼二） これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

5番、山岡光広議員。

5 番（山岡光広） それでは、上程されています議案第3号、甲賀市湖南省市新ごみ処理施設整備検討委員会設置条例についてお伺いしたいと思います。新しく設置条例ができますのでこの機会にお伺いしたいと思います。

条例案の第3条のところには、委員会は委員7人で組織するとありまして、1つ有識者、2つその他管理者が必要と認める者とあります。そこで2点お尋

ねをしたいと思います。

有識者とは誰を、誰かを想定されているのか。2つ目は、その他管理者が必要と認める者とありますけれども、対象者は念頭に置いておられるのかどうか、この点お尋ねしたいと思います。

議長（谷永兼二） 質疑に対する答弁を求めます。  
事務局長。

事務局長（川島辰道） 山岡議員の質疑にお答えします。本条例第3条に対しての御質問でございます。

1点目の有識者の想定につきましては、新ごみ処理施設の整備は、構成両市の環境施策と密接な関係があることから、甲賀市、湖南市に設置されている環境審議会の学識委員に参画をお願いしたいと考えております。この環境審議会の会長を想定させていただき、各担当課と調整をしておるところでございます。

2点目の、その他管理者が必要と認める者につきましては、滋賀県環境事務所長、本組合構成両市の環境衛生担当部長に参画をお願いしたいと考えており、現時点では5名の委員構成と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（谷永兼二） 山岡議員。

5番（山岡光広） ありがとうございます。全体像が分かりました。

1点だけちょっとお尋ねします。第4条のところに委員の任期は事項が終了するまでの期間、こういう風に書いています。令和6年度から設置をされるということですが、おおよそですが、全体的にどのくらいの期間を設けようという風に思っておられるのかその点お尋ねします。

議長（谷永兼二） 事務局長。

事務局長（川島辰道） 失礼します。山岡議員の再質問にお答えいたします。

先ほど御説明させていただきました委員の任期についての御質問でございます。

本検討委員会は令和6年度から3箇年をかけて基本構想を計画する策定計画であり、最低でも3箇年を要すると考えております。

以上、山岡議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（谷永兼二） これで、山岡光広議員の質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（谷永兼二） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（谷永兼二） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第3号、甲賀市湖南市新ごみ処理施設整備検討委員会設置条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

議長（谷永兼二） 挙手全員です。

したがって、議案第3号、甲賀市湖南市新ごみ処理施設整備検討委員会設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議長（谷永兼二） 日程第6、議案第4号、令和5年度 甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

管理者（生田邦夫） 議案第4号の提案理由を御説明申し上げます。

本補正予算案は、歳入歳出それぞれ1,771万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ45億8,315万7千円とするものでございます。

歳入につきましては、衛生関係で浄化槽汚泥処分及びごみ処分実績から使用料及び手数料を200万円増額し、資源ごみ売却による収入33万1千円を財産収入に計上いたします。負担金につきましては、両市からの負担金を2,004万9千円減額いたします。

歳出につきましては、衛生関係で、電気代の燃料費調整単価が想定よりおさえられたこと、ごみ処理施設基幹的設備の改良による運転効率の向上により電気の使用量が減少したことから電気料金が減少しました。また、市指定ごみ袋販売実績による販売手数料の減、契約額確定による工事請負費の減、ごみ処理施設基幹的設備改良工事中の可燃ごみ外部搬出処理業務の委託が不要であったこと等により、1,771万8千円の減額をいたします。

よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長（谷永兼二） 本案については、質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（谷永兼二） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第4号、令和5年度 甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

議 長（谷永兼二） 挙手全員です。

したがって、議案第4号、令和5年度 甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

議 長（谷永兼二） 日程第7、議案第5号、令和6年度甲賀広域行政組合一般会計予算を議題とします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

管 理 者（生田邦夫） 議案第5号の提案理由を御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、35億3,757万5千円、前年度当初予算と比較して、11億7,332万1千円を減額いたしました。

歳入につきましては、両市からの負担金を27億9,921万円計上し、使用料及び手数料につきましては、し尿処理、ごみ処分手数料等3億6,155万3千円を計上しております。また、滋賀県消防学校派遣教官に対する県支出金として、855万円を見込んでおります。諸収入では、衛生関係における市指定ごみ袋の販売と広告収入として1億5,512万3千円を見込み、消防関係では、県防災航空隊派遣職員助成金を780万円、高速道路支弁金を630万円見込んでおり、諸収入として1億7,286万2千円を計上しております。組合債につきましては、消防関係の車両更新に伴う消防施設整備事業として、1億8,590万円の起債を行う予定としております。

これらを財源とします主要な事業につきまして説明いたします。

衛生関係では、15年の延命稼働を目標にした基幹的設備改良工事が令和5年度末をもって終了し、試運転、引渡性能試験でも、良好な結果が得られております。一方で15年が経過しますと、本施設の稼働年数は、44年を経過することとなり、次期施設の建設に向けた検討を進めていく必要があることから、施設基本構想策定業務委託として、3箇年事業費3,443万1千円のうち、令和6年度事業分として、860万8千円を計上しております。また、衛生部門



におきましては、従来から民間活力の導入を進めておりますが、令和6年度からごみ処理施設の運転管理を、民間事業者に委託することから、5,500万円を計上しております。

消防関係では、救助工作車の更新を予定しており、1億9,000万円を計上しております。なお、細部につきましては、事務局から説明いたしますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（谷永兼二）事務局に対し、細部説明を求めます。

事務統括官（水野誠治）失礼します。

令和6年度甲賀広域行政組合一般会計当初予算案について、詳細説明を行います。令和6年度予算案については、持続可能な財政運営の確立のため、執行時期や費用対効果を十分に検証し、常に創意工夫することを念頭に置き、歳入歳出の両面で厳正に精査するなど、4項目を示した予算編成方針に基づき、総務、衛生、消防それぞれの部門において、認識を共有し、予算編成に取り組みました。

恐れ入りますが、お手元の参考資料、議案第5号関係、令和6年度甲賀広域行政組合一般会計当初予算説明書をお目通し願います。

まず、1ページを御覧ください。令和6年度当初予算の概要を御説明いたします。

令和6年度当初予算案の総額は、35億3,757万5,000円となります。前年度当初予算と比べまして11億7,332万1千円、24.91パーセントの減額となります。衛生関係で4年間かけて実施した基幹的設備改良事業が完了したことから、大幅な減額となっています。消防関係では、水口消防署配備の救助工作車の更新、4箇年計画の3年目となる消防車両の運行状況を把握するAVM装置7台分の一部更新などが主な事業でございます。

歳入から御説明いたします。予算説明書2ページを御覧ください。歳入につきまして、上段から構成両市からの分担金及び負担金の総額は、27億9,921万円で前年度比1億4,506万7,000円、4.93パーセントの減額計上としております。主な内訳としては、基幹的設備改良事業の返済が始まるその負担金が1億1,268万2,000円、清掃関係負担金で5億8,380万1,000円、消防関係負担金が20億158万2,000円であります。

使用料及び手数料は、当初予算額を3億6,155万3,000円とし前年度比208万5千円0.57パーセントの減額計上としております。その内訳は、行政財産使用料が81万7,000円、衛生関係のし尿処理手数料72万2,000円及び消防手数料50万円の減額となったためであります。

国庫支出金は、基幹的設備改良事業が完了し、他の補助事業が無いことから0です。

県支出金は、消防関係における滋賀県消防学校への職員派遣により855万円が今年度新たに発生しております。

諸収入は、1億7,286万2,000円で、前年度比66万2,000円0.38パーセントの減額計上としております。その内訳は、消防関係の高速道路支弁金が630万円と昨年度より312万円増加しましたが、衛生関係の市指定ごみ袋販売収入を実績から454万4,000円の減額となりトータル66万2,000円減額となります。

組合債は、1億8,590万円、前年度比7億96万円の減額計上をしております。その内訳は、衛生債が無くなり、消防債のみとなったためです。

続きまして、歳出についてです。予算書説明書3ページをお願いします。

目的別に、議会費83万8,000円で前年度比5万円6.35パーセントの増額としております。その内訳は、議員報酬、費用弁償、議会の開会に要する費用等となっています。

令和6年度の組合議会開催につきましては、定例会2回、臨時会4回を計画しております。

総務費、9,189万6,000円で前年度比1,343万6,000円、17.12パーセント増額となっています。その内訳は、人事、給与、財務、会計等管理事務、各種システムに要する経費、人件費8名分等となっています。

衛生費、10億9,278万8千円、前年度比13億9,630万1,000円、56.10パーセントの減額計上としております。その内訳は、し尿、浄化槽汚泥、可燃ごみ等の処理、市指定ごみ袋の製造、流通販売に係る経費、施設の維持補修の経費、人件費23名分等、1億8,758万3,000円となっています。

消防費、20億9,578万3,000円で前年度比2億2,052万2,000円、11.76パーセントの増額計上としております。内訳として、研修費、貸与品費、庁舎管理費、消防活動に要する備品、指令システム等の保守費用、消防車両の更新、点検整備費用、人件費208名分等となっています。

また、今年度は水口消防署配備中の救助工作車を更新する計画であります。

公債費2億5,327万円前年度比1,102万8千円、4.17パーセントの減額計上としております。元利償還金、衛生関係1億2,526万5,000円、消防関係1億2,780万5,000円、一時借入金利子20万円となっています。

予算の性質別では、人件費対前年度比2,429万円の増となっております。

特別職のほか、総務部門8人、衛生部門23人、消防部門208人の人件費総額は18億9,861万2,000円となっています。

物件費、対前年度比2,792万8,000円で、3.12パーセントの増、衛生関係のし尿、ごみ等の処理に必要な光熱水費、薬剤費、燃料費、市指定ごみ袋の製造、流通販売に係る費用、消防関係の消防活動に要する消耗品、消防車両の点検整備費、指令システム等の保守費用、職員研修費等9億2,232万円となっています。

扶助費、対前年度比170万5,000円、5.54パーセントの減額です。

児童手当は2,906万円となっています。

維持補修費、対前年度比7,685万7,000円の増額、し尿処理、ごみ処理施設、消防庁舎等施設や設備の修繕、維持に係る費用が2億669万4,000円となっています。

補助費等、対前年度比27万6,000円の減額です。衛生関係の大阪湾圏域広域処理場整備事業負担金、消防関係の滋賀県消防学校負担金等1,807万4,000円となっています。

普通建設事業費、5ページ、対前年度比12億8,938万7,000円の減額、衛生関係ではごみ処理施設新設に係る施設基本構想策定業務委託料860万8,000円、消防関係の救助工作車の更新等1億9,793万7,000円、合わせて2億654万5,000円となっています。

予備費、対前年度比0円、緊急な対応が必要となったときのための経費300万円としています。

地方債残高、将来世代の負担となる地方債現在高についてです。地方債現在高は、令和6年度末見込額で29億7,023万2,000円となります。

衛生債において、基幹的設備改良事業に係る借入分は増加となりますが、既設建設分の償還が順次進んでおり減少となっています。

消防債においては、計画的に行っている消防車両の更新、高機能消防指令施設整備等の償還が進んでいますが、消防車両の更新に係る新規借入もあり増加となっています。

最後、別紙の令和6年度一般会計予算書の4ページを御覧ください。

債務負担行為です。予算書の4ページ、2表のとおり、債務負担行為として令和7年度、触媒ろ布の購入3,993万円、2トンダンプの購入759万2,000円、施設整備基本構想及び委員会運営支援業務委託2,582万3,000円で設定しております。

以上、令和6年度甲賀広域行政組合一般会計当初予算案の説明とさせていただきます。

議 長（谷永兼二） これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

5番、山岡光広議員。

5番（山岡光広） それでは、上程されています、議案第5号、令和6年度甲賀広域行政組合一般会計予算についてお伺いしたいと思います。

お伺いしたいのは、歳出の4款、消防費、1項、消防費、1目、常備消防費です。消防費に係る人件費は16億3,707万3,000円、対前年比2.46パーセント増となっています。先ほどの御説明で、職員208人の人件費と説明されています。

質疑ですので、質疑の範囲内でお伺いしたいと思い、5点お伺いしたいと思います。

1つは、令和6年度4月1日時点の消防に係る消防体制の実数についてお伺いします。

2つ目は、そのうち4月からの新規採用分についてお尋ねをします。

3つ目は、令和5年度で中途退職を含めて何人退職されたのかお伺いします。

4つ目は、それらの原因によってその減員体制をどうカバーしておられるのかお尋ねします。

5つ目は、今後の消防関係の人員体制の計画及びその中でも救命士養成計画についてお尋ねをしたいと思います。

議 長（谷永兼二） 質疑に対する答弁を求めます。

消防長。

消 防 長（本田修二） 失礼します。御質問をいただいております、まず4月1日の消防に係る体制についてお答えいたします。当初予算に計上しております職員208人につきましては、当初予算組み立ての際の人件費を積算する上でベースとなる職員数を条例定数の204名とし、この条例定数204名に派遣職員4名、これは事務局出向2名、消防学校派遣教官1名、滋賀県防災航空隊1名を加えた人数となる208名を人件費の積算根拠としたものでございます。その上で御質問いただいております、4月1日のこの職員の体制につきまして、1点目から4点目が関連するものとなるように思われますので、昨年4月1日現在の職員数は203名でありました。既に一部で報道がなされておりますように、上半期13名が退職をいたしまして、下半期のこの3月31日付けで7名が中途退職予定となっており、今年度退職の総数は20名となります。

また、来年度の新規採用職員は、21名を予定しております、今年度退職者20名を除いた183名と新規採用職員を合わせますと、204名の職員数となる予定でございます。

しかしながら、204名のうち1名は、先ほど申し上げました消防学校への学校教官として、又、もう1名は滋賀県防災航空隊の隊員として、それぞれ派遣となっておりますこと、さらには21名の新規採用職員うち、現役消防吏員からの採用者が2名おりましたので、この2名を除く19名が半年間、9月末まで滋賀県消防学校に入校いたしますことから、実質、4月1日以降は、183名の体制で業務を9月末まで行うこととなりまして、少なくとも初任教育修了の9月末までは人員的に非常に厳しい状況が継続するということになってまいります。

これら非常に厳しい状況でございますが、今年度の中途退職者が増えたことに伴いまして職員数の減少ということが要因となっておりますが、この職員体制をカバーするために、各消防署の1当務当たりの最低人員の見直しを図るとともに、懸念される職員のさらなる業務負担の見直し、現有消防力の低下に至らないよう、各所属が工夫をしながら体制維持に努めてまいりたいと考えております。

5点目の、今後の消防関係の人員体制計画、救命士養成計画ということにつきましては、消防関係の人員体制計画として、昨年9月29日に開催されました、第4回の本組合議会定例会で答弁いたしましたとおり、今年度中途退職が起こる以前から、私どもの職員が不足している4つの点を補うことができる274名の職員数を確保することが必要であると考えておりまして、来年度、新年度早期に、甲賀市、湖南市の両市担当課、関係課との協議を重ねながら、条例定数の改正を図りたいと考えております。

また、今年度以降、定年延長制度が導入されてまいりますので、この定年延長による職員数の動向も加味しながら、5年、或いは10年といった中長期的なスパンで定数管理をしっかりと行いながら、現在のこの条例定数204名を、例えば一旦は220名、また、220名になった時点で、もう一度さらにそこで検証し、分析して、どのような形が取れていくのか、そのような点を含めまして定数管理に努めてまいりたいと考えております。

そして、5点目後段の救命士養成計画でございますが、これまでも担当課において、本消防本部における救急出動件数と照らしながら、養成計画を立てているところであります。昨年度は、既に御承知いただいておりますように、本消防本部設立以来、過去最多の件数となります6,801件の救急出動がございました。このような状況におきまして、各消防署にどの程度救命士を配置することが適当か積算しましたところ、4つの消防署併せて38名の救急救命士を配置する必要があるということが分かってきました。この試算には、水口消防署や湖南中央消防署では、他の甲南消防署、信楽消防署、土山、甲賀、石部といった分署と比較しまして、特に救急出動の件数が多いといったことから、救急車1台当たりに救急救命士が2名程度乗車できることを想定し、その他の消防署におきましても、救急車1台当たり1.5名が乗車できることを想定して試算したものとなっております。

これによりまして、現状を見ますと、本日現在の救命士の総数は50名となっておりますが、このうち5名が3月末をもって退職いたします。4月1日現在の総数は45名となりますが、この45名のうち、所属長や、消防本部において日勤対応している職員を除きますと、直接救急出動に携わる救命士の総数は36名となりまして、先程申し上げました水口、湖南中央の救急車1台あたりに2名乗車、その他の消防署、分署は1.5名程度乗車として積算した38名には2名不足することになってまいります。

そういった現状はございますが、今後はますます人口減少は続いてまいります。65歳以上の高齢者が増え、救急出動件数はさらに増加若しくは横ばいになるということも予想いたしておりますことから、1年目の救急救命士や概ね50歳を迎え管理職となっていく救命士の負担軽減も考慮した救急救命士の養成を計画して、救命士の負担軽減を図りながら、地域救急医療の一端として、その充実を図ってまいりたい、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（谷永兼二） 山岡議員。

5番（山岡光広） 詳細にわたって御説明いただきましてありがとうございます。

かねてより本議会の中でも減員数については色々と議論があったところです。

先ほど御説明の中にありましたように、足りない部分を、言わば乗車の定員

を減員することによって対応しておられるということなんですけれども、対応としてはそうせざるを得ないというのは現実の問題としてよく分かりますけれども、そのことによって、言わば本当に業務が遂行されるのかなど。その点が一番心配どころだと思います。この間、そういう減員の体制の中で、対応していただいて、困ったなど、或いは本当はこういう形で複数の体制で行くべきだったなどという、何かそういう経験とか、そういう状況とかいうのは、この間起こらなかったどうか。消防長が仰るように計画的な増員を受け、計画を本当にきちっとしていくということが大前提の問題ではありますけれども、当面の対応としてね、やっぱりその業務の遂行に支障が出るというようなことがあってはならないので、その点ちょっと確認だけしておきたいと思います。

議長（谷永兼二） 消防長。

消防長（本田修二） 再質問いただきましたので、お答え申し上げます。

救命士の1人当たりの事務ボリュームのこの割合、負担増といったことにつきましては、これまでから多く発生しているものという風に考えております。で、現在この救急出動につきましても、直近出動という体制も図りながら執っております。

先ほど申し上げました、水口消防署、また、湖南中央消防署あたりのこの救急出動件数は非常に多くございますので、そういった隊、その消防署の隊ばかりが出動することなく、出動計画の見直しも含めて救命士の取るべき休息时间、或いは休憩時間といったことも十分に考慮しながらそういった体制をとっておりますのが現状でございます。したがって、今後の採用計画も含めた中で、この出動計画の見直しといったことについても十分に検討してまいる必要がある、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（谷永兼二） これで、山岡光広議員の質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

議長（谷永兼二） 9番、大島議員。

9番（大島正秀） 今回、行政組合が非常に難しい立場に立っているということはよく分かるんですけれども、ただこれ職員を増やすというのは、説明を聞いていますと、21名新規採用、先ほど9月末までは183名体制と。ただ言われましたように、最低でも220名、基本的に言ったら、この意味がちょっと分からないんですけどね、一応あの消防長が言われましたように274名という、この数字を間違っていたらごめんね、これが本当の消防体制に必要なのか、そのことについて、消防長や執行部の皆さんに聞くより、これについて管理者どう思われます。この先のことについて。

議長（谷永兼二） 質疑に対する答弁を求めます。

管理者。

管理者（生田邦夫） はい。

あの、色んな理由があると思います。今、お詫び方々新しい体制を整えるということについて申し上げますように、1つは我々の側に責任があると思っています。

もう1つは、どこの職場もそうなんですけどね、ようけ辞めはんねやね。時代が。どこも充足してません。それから先ほど御質問がありましたが、274という数字の出し方については、国の出し方、理想は理想なんですけど。色々あると思います。例えば、東京、大阪やったらね、救急で駐車しとくと、物が無くなる、余計まいに1人、見張りの役目を置いとかなきゃならんちゅう誠に、えっ、という状態があるんですね。救急車を留守にできないという状況があって、えっ何してんやなといったことがあります。そういうことも含めて出された数字と現実的な数字というのは全然違いますから。私は274というのはそ

これは、正直申しまして、これを満たそうとしたら、そこら中に問題が起きると思います。で、人数が少のうても出動しなきゃならんという現場の役目がありますので。

もう1つは、いつも申し上げているんですけども、救急車に乗せてもええ人数というのがありますね。むしろ、一緒に乗って行って欲しい、家族に乗って欲しいねんわと、見といてやと、次の病院に着くまでに現実に見といてやと、絶対に家族に乗ってもらいたいという局面はあるわけですね。しかしながら定数オーバーになるというので乗せられないとかいう色んな側面があります。ですが、現場の者たちは精一杯頑張っておりますわ。どうするえ、どうするえて相談しながらやっとするんですけども、結構しんどいと思います。

で、今現在の状況から見ますと、274の数字にこだわるわけではないんですが、その数字は不可能に近い。全国的に見ても難しいと思います。その中で現実的には足らんのは確かなんですが、その数字は無理と思っています。その中で、やっていかなきゃならんと思っていますし。人が足らん状況の中でのいるのは確かですし、まずは偉そうなことは申しませんが、出来る限り努力しなきゃならん現場にあります。それともう1つは、今回あの不祥事と言うて悪いですがけれども、色んなことがありましたので、その信頼をまず回復して、あっ、だったらよう頑張ってるねなど、ほなら私らも頑張ろうかなという風に思ってもらえるところまで持って行くのが私どもの役目かなということも思いながら、すいません、1人ずつ1人ずつ増やしていかなきゃならんのですけれども。結構しんどい局面あるのは確かなんですが、頑張ります、頑張っていかならんので。これが現実ですわ。迷いながら。

それと採用しても、先ほど申しましたように、10人採用するとするでしょ、そしたら10人採用しても必ず、言い方悪いけどもお辞めになる方がおられる。だからその決められた数字よりも多い目に採用しておくんやけれども、結果としては減るなという思いをして、えらいこっちな、えらいこっちなっていうので現場では皆と相談しながらやっている、これが現実です。答えにはならんのですけれども。難しい時代に入ったなという風に思います。変わりましたね、働き方改革。言うて悪いですけど、問題発言になります。働き方改革というのは良い面での改革なのか、そうでないのか非常に微妙なところに差し掛かっているんじゃないでしょうか。全体に働く人が少なくなったのは確かなんです、と思っています。すいません。答えになりませんが。頑張ります。

議 長（谷永兼二） 大島議員。

9 番（大島正秀） 珍しく歯切れが悪いですね。

管 理 者（生田邦夫） はい。

9 番（大島正秀） 私、今回のことに関して、別に何も行政組合だけがたくさん退職されたとは思っておりません。今、管理者が言われましたように民間でもどこでも一緒です。湖南省の職員でも辞められます。

今、言われましたように働き方改革、言葉的に言うて悪いですけども、私も昭和25年でございますので、やっぱり働くちゅうことに関して使命感、達成感、やっぱり責任感ちゅうのがあったと思うんです。今の子が無いとは言わないんです、ただ、自分のしたい所に行きたい、そっちが勝ってるんだと思います。それはそれで構いません。けども、やっぱりこの消防局とかいうのは、私は使命感というのはものすごく大事やと思うんです。今回のことに関して、色んな不祥事と言うてはりますけども、私らは私ら湖南省の中では割と冷めた考えを持っております。それはまた後日、色んな場で話をするかと思っておりますけど、そこでもう1回、最後、質問です。

具体的な数字が何もなくて、274は絶対的に無理か知りませんが、220名は最低限要ると、そういう話は

聞いていいんですけど管理者、そこ再度ちょっと。

管理者（生田邦夫） はい。今、言われた数字は、最低限の、

議長（谷永兼二） 管理者。

管理者（生田邦夫） あ、ごめんなさい。すいません。最低限の数字は220にながしかの数字やと思ってます。で、みんなよく頑張ってるんですけどね、なかなか難しい時代になっているんで、出来るだけ多い目に採用しようやと、プラスアルファの分まで含めて応募してくれた人については、特に、特にですよ、言うたらあかん言葉ですけど、地元から手を挙げてくれた人に関しては、出来る限り入れとこうやと、いうことを言うてます。

で、結構ね、問題発言しますとね、今回の件でも、問題発言です。軍隊、あ、軍隊言うたらあきませんね。自衛隊職員に対しては、ワクチン早いこと打ちましたね。医療に携わる者は早く打ちましたね。それから介護にいる人たちに対しても。それと同じように消防関係の人たちは優先的に打ちましたね。優先的に打ったということは、sonだけリスクを背負いながらも地域貢献、公共的なサービスというものを展開するにおいて、必要だからということで考慮したわけですね。1つはそこに対する配慮があったというように思います。問題発言になりますけど。一般の職業ではないという、与えられた使命というものを全うしなきゃならんちゅう立場だったということは確かだったと思ってます。そのところを国も言いながら、それぞれ総務省の通達とか消防庁の通達とかいう形で若干、曖昧なところを残しました。それを現場に投げました。で、どっちしたらええねやと。ここはこれ以上言うたらあかんのかなということを迷いながら、それぞれ現場の責任を追及されました。自分たちは出来る限りクラスターを発生しないために必死でやりました。その結果として、言い方悪いけどもボロクソに言われました。でもしかしながら、その一端をマスコミも担ったと思ってます。言葉悪いですけども、問題発言させてもらおうと、犯人探しをしました。我々そんなつもりでやったことはありませんし、必死で地域貢献しようという思いでやったことに間違いありません。誰かに対してハラスメントを行おうと思ってやったわけじゃないです。彼らは必死でやりました。しかしながら、その結果がむしろ評価されることなく。消防の現場だけじゃないですよ、医療の現場も、介護の現場も、そこに責任を全部、責任を追及されました。いずれ改めて、冷静になった時に総括する時が来るとは思いますし、そういう局面の中でも頑張ってきたことに対しては、私は評価しております。私もこういう人間でございますし、そういう時代を生きてきた人間としては、やはりプラスアルファとして、地域における貢献、自分たちが選んだ職業に対する誇りというものを持って、そろばんじゃない、そろばんで計算できないところにおける職業に対するプライドがあるという風に思っていますし。彼らはよく頑張ったと思っておりますし、日本全国においてその場においてみんな頑張ったんだと思っておりますし。私は評価すべきやと思ってます。一定の評価をすべきだと思えますし、してやるべきやと思ってます。ですから、今度これからどういう感染症が流行るか分かりませんが、十分反省しながら次の対応を準備する。ただ、人数だけじゃなしに、職員の質を上げなきゃなりません。それと、プライド。私ら銭、金じゃないんじゃないでしょうか。そう思ってみんなよう仕事頑張ってると思ってます。そう思ってますので。マスコミの、発表とは違う、或いは色んな面において、世間の一定の、今現在の総括とは違うかも分かりませんが、自分はずっと現場にいますので、そういう思いで彼らと一緒に仕事をしております。以上であります。

議長（谷永兼二） これで、大島議員の質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (谷永兼二) 質疑なしと認め、質疑を終わります。  
続いて、これから討論を行います。  
まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (谷永兼二) 討論なしと認め、討論を終わります。  
これから議案第5号、令和6年度甲賀広域行政組合一般会計予算を採決しま  
す。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

議 長 (谷永兼二) 挙手全員です。

したがって、議案第5号、令和6年度甲賀広域行政組合一般会計予算は、原  
案のとおり可決されました。

議 長 (谷永兼二) 暫時休憩いたします。再開は、10時15分といたします。

(休憩 午前10時07分)

(再開 午前10時15分)

議 長 (谷永兼二) 日程第8、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

5番、山岡光広議員。

5 番 (山岡光広) それでは一般質問させていただきます。

2つのテーマがありますので、それぞれ別々にということとさせていただきます  
と思います。

まず1つは、先ほど消防長も仰ってましたけれども、年間でいいますと、  
6,800件を超える消防救急の出動があるということでした。そういうことも  
含めまして、119の通報を適正利用していただきたい、こういうことも強調  
しておられます。そこでの提案というか話なんですけれども、いわゆるその#  
7119の活用についてお伺いしたいと思います。

家族の具合が悪いけども、救急車を呼んだ方がいいのかどうかなど、不安に  
思っている時に全国的には#7119救急安心センター事業というのが稼働し  
ておりまして、救急車の有効活用と的確な医療機関の案内などに役立てると、  
こういう風に言われているところです。救急安心センター事業を導入した自治  
体のところでは、実際に利用した人にアンケートをとりましたら、8割強が役  
に立ったと回答しておられるそうです。

救急車の出動件数が増加傾向にある中ですので、救急車の有効活用にも役立  
っていると思います。

そこで、2点お尋ねをしたいと思います。

1つは、先ほど概数を仰っていただきましたけど、甲賀消防管内の救急出動  
件数の最近の動向はどうかということが1点と、もう1つは、これは一自治体  
ということではなくて、ここで甲賀消防でってことになると、広域とこうい  
うことになるわけですけれども、どういう形で可能なのか私もちょっとよく分か  
りませんが、例えば県内1つとか、ああいう形になるのか、あるいは三  
重県で言うたら、松阪のとは一つの自治体でとこういふ風に聞いております。

そういったところで#7119を導入するということについてね、こうい  
うことできないのかどうか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議 長 (谷永兼二) 質問に対する答弁を求めます。

消防長。

消 防 長 (本田修二) 失礼します。山岡議員の御質問にお答えします。

まず、甲賀消防管内の救急出動件数の動向はということでございますが、昨  
年、令和5年の1年間の救急出動件数は先ほど答弁でお答えいたしましたよう



に6,801件で、昭和48年の本消防本部設立以来、過去最多の出動件数となりました。この救急発生状況を事故種別ごとに見ますと、急病が4,622件と一番多く、次いで一般負傷が927件、その次が交通ということで522件となっております。また、救急車で搬送した人員につきましては、6,336人で令和4年の搬送人員6,071人と比べて265人増加しているという状況でございます。

この搬送人員を傷病程度別で見ますと、軽症が3,705人と最も多く、全搬送人員の約58パーセントを占めて、次いで中等症が2,170人で、全搬送人員の約34パーセントを占めております。この傷病程度のうち、軽症者をさらに年齢別で見ますと、18から65歳未満までの成年と、65歳以上の高齢者に係る軽症者の数は、併せて3,220人となっております。救急搬送人員全体の約51パーセントを占める状況でございます。

次に、#7119を導入する考え、ということにつきましては、昨年5月から滋賀県が主体となりまして、県内各市町の担当、また、県内消防本部の担当を集めまして、この#7119導入に向けた情報連絡会議が開催されております。

この会議におきまして本消防本部としましては、この#7119は、重篤な疾患の兆候がある相談者を、速やかに救急医療へ繋げる効果を期待するとともに、滋賀県の軽症救急割合が56パーセントと全国平均の44パーセントよりも高い状況にありますことから、救急事案において大部分を占める軽症救急の抑制と、救急車の適正利用を促す効果について、大きいものと期待しております。導入に当たっては、県民の均一的なサービスの享受と効率的に事業を認知いただくといった観点から、滋賀県が主体となり導入いただくように要望をしております。

以上、御質問いただいた答弁とさせていただきます。

議 長（谷永兼二） 5番、山岡議員。  
5 番（山岡光広） ありがとうございます。前向きというか、導入の方向で検討していただくということの御説明でした。

仰るように均一というか、広域的っていうか、もし導入するなら滋賀県全体でということの御検討だということなんですけど、この検討はおおよそですけどね、今お話をされておまして、事務的な部分でのサイドでの検討事項かも分かりませんが、令和6年度ということにはならないと思いますけれども、時期的にはどのぐらいを目途にして導入という風な議論をされているのかどうか、その点だけちょっと確認のためにお尋ねしたいと思います。

議 長（谷永兼二） 消防長。

消 防 長（本田修二） 再質問にお答えいたします。

まず、滋賀県として、県が主体となってこの#7119を導入するという方向で現在話が進んでおります。実際のところ、この費用負担に関する問題であったり、県内各市町の費用負担、また、その効果の検証をすべきであるといった議論がなされている状況にあるという風に承知をしております。滋賀県の方では令和7年度にこの実施に向けた動きがあるということで、現在のところ承知しておるような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長（谷永兼二） 5番、山岡議員。  
5 番（山岡光広） ありがとうございました。利用する人にとっても、また消防の体制上にとっても、有効な形ではないかという風に思いますので、より検討していただいて早期の実施を求めたいと思います。

もう1点、続きましてお伺いしたいと思います。

もう1点は災害時のドローンの活用についてお尋ねしたいと思います。平成

29年の9月議会で、私、このドローンを活用したらどうかという提案をさせていただきましたら、令和3年の3月議会でも同様の質問をさせていただいた時に、今年度ドローンを1台導入すると、こういうお答えでした。災害時に被災地の上空を縦横無尽に飛び回れる小型の無人機ドローンが、先の能登半島の地震でも大きな威力を発揮されたと言われています。甲賀消防管内消防署管内でも、今現在1台配備されているようですけれども、やっぱりこの上空偵察で確実な情報を得ることが大事っていう点からすると、それでもう1台、湖南と甲賀という形で配備するということができないのかどうか、そういうことをすれば、より災害時に機敏な対応に効果を発揮することができるのではないかといいことと、それから併せて、やっぱりこれ訓練が必要だということはいままでから言っておられました。その訓練についても、どうなっているのかお尋ねをしたいと思います。

議長（谷永兼二） 質問に対する答弁を求めます。  
消防長。

消防長（本田修二） 山岡議員の、災害時のこのドローン活用について、さらにもう1台配備して効果を発揮し、また訓練すべきではないかといった内容で御質問いただいております。

本消防本部におけるこの無人航空機、ドローンにつきましては、二次災害の発生する可能性が高い現場での捜索、俯瞰的な情報収集に効果が期待できるといったことから、救助事案における広範囲にわたる要救助者の検索、或いは、土砂崩れ現場等の捜索のほか、大規模火災や林野火災における延焼、或いは、残火、被害確認、火災調査における写真撮影等での使用を目的といたしまして、令和3年3月5日から運用を開始しているところでございます。

これまでの災害現場におけるドローンの活用事例としましては、火災事案で2件、救助事案で4件、その他の災害事案1件、合計7件の事案において、ドローンを活用した事例がございます。ただし、このうち本消防本部のドローンを活用した事案でございますが、火災事案1件と救助事案1件の計2件となっております。他の事案につきましては、他の消防本部のドローンや警察機関が民間委託にて運用されておりますドローン、そして甲賀市において運用されておりますドローン、さらには市民の方が所有されているドローン、このようなものを使用した内容となっております。これらいずれの事案におきましても、関係機関、そして所有者の方とお互いに情報交換、そして共有を図りながら、有効にドローンを活用できたものと考えております。今後は、消防隊員が直接立ち入ることが困難な事案や現場、早期に災害状況を把握するべく、より有効にドローン活用をしたいという風に考えております。

議員御指摘のように、もう1台配備してはどうかということでございますが、ドローン操作をする際は、航空法等の必要な知識の習得、操作に関する技術を持った職員が必要となります。また、ドローン操作中の隊員は、当該操作に主として従事いたしますので、他の活動が困難となってまいります。まずは、現在運用しているこの1台をさらに活用するための体制を作りながら、それを最優先に構築して、その上で、御指摘のように2台目の運用につきましても計画してまいりたい、このように考えております。

以上、山岡議員からの一般質問の答弁とさせていただきます。

議長（谷永兼二） 5番、山岡議員。  
5番（山岡光広） ありがとうございます。

私、最初にドローンを導入したらどうかって言って、提案をさせていただきました平成29年の9月議会の時は、消防長の方からドローンも良いけれどもやっぱりきちんと見るという点では、やっぱり防災へりを活用してやるのが良いとこういうことだったと、当初そういうお話だったと思います。

その後、ドローンを導入していただいて、先ほど仰っていただきましたような有効な活用に役立てるということでした。

お尋ねして、ちょっとお答えがなかったのでその点だけ再度お尋ねします。

先ほど私言いましたように、例えば防災ヘリとそれからドローンとどう活用して、災害時に運用していくのかという訓練、こういう訓練をね、このやっぱり日常的な訓練が必要だと思うんですけども、このドローンを操作する人、それからまた他の消防体制、救急体制と併用して、どういう訓練をされてるのか、その点だけちょっとお尋ねをしたいと思います。

議長（谷永兼二） 消防長。

消防長（本田修二） 失礼いたします。

現状におきましては、滋賀県防災航空隊には上空偵察を含めまして、上空からの消火、救助の必要性を早期に判断し活動いただけるよう、火災や救助等の災害情報の入電後、滋賀県防災航空隊に対し速やかに災害情報を提供してございまして、当該航空隊の活動を早期に実施いただいているものと認識をしております。

また、火災救助等の災害規模によっては、消防本部より指揮支援隊が出動することとなりますが、災害の形態によっては指揮支援隊がドローン活用の要否を適切に判断いたしまして、災害状況の早期把握に努めたいと考えております。

なお、ヘリとドローンを同時に飛行させるということは航空法の関係から可能である部分、また不可能である部分もございますので、災害の形態において有効であると思われる方法を適切に判断し、対応してまいりたいと考えておりますし、これまでからそのような内容で運用しているというのが現状でございます。御指摘のように今後そういった訓練につきましても現行の法令の範囲内で適切に実施できるもの、或いは、できないものの住み分けをしながら訓練の実施に向けて鋭意計画、検討してまいりたい、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（谷永兼二） これで、山岡光広議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

議長（谷永兼二） お諮りします。

本臨時会において議決された案件について、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（谷永兼二） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

議長（谷永兼二） これで、本日の日程は全部終了しました。

したがって、令和6年第1回甲賀広域行政組合議会定例会を閉会します。

（閉会 午前10時33分）

以上、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

甲賀広域行政組合議会議長 谷永 兼二

同 議会議員 望月 卓